

売 扱 物 件 に つ い て

売扱いの条件となりますので、必ずお読みください。

□ 契約の目的

売扱物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

□ 地下埋設物について

- ・物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。
- ・物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

□ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

- ・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。
 - ・現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

□ 水害ハザードマップ等の情報について

- ・物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。
 - ・記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。
 - ・「横浜市の災害（過去の災害履歴）」による記載は、昭和50年から現在に至るまでの、物件が所在する町に生じた「大雨」により床上・床下等の「浸水」被害が起きた年度と累計の回数です。具体的な浸水箇所と被害の規模については不明です。なお、ごく最近に起きた大雨による浸水被害については含まれていない場合があります。また、大雨を原因とした浸水以外の被害については別途「横浜市の災害（過去の災害履歴）」を御確認ください。

□ 一般事項について

- ・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当っては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

土地利用（建築含む）により課される、都市計画法、建築基準法、条例、その他の法令等の制限や条件について、及び土地利用（建築含む）により必要となる電気、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は費用負担を含めて対応いたしません。

特に、個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び碎石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壤汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。なお、参考に本市WEBページ「地盤View」にて物件周辺の情報を御確認いただけます。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行っておりません。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

(主な項目の見方)

所在地欄には、物件の筆頭地番を記載しています。

住居表示欄には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

内訳、面積欄の記載内容は次のとおりです。

「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。

「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（18 ページ参照）。

「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

道路と敷地の関係欄には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

法令に基づく制限欄

都市計画法・建築基準法欄には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20150209162454.html>

- ・建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

その他の制限欄には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・緑化地域では、敷地面積 500 m²以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

※ **法令に基づく制限欄**の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（iマッピー）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

私道の負担等に関する事項欄には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

供給処理施設の状況欄の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。

- ・施設の種類

「有」 … 物件の敷地内に引込管やマス等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管やマス等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。

「可」 … 物件の前面道路に配管等が整備済であることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。

「無」 … 前面道路に配管等がありません。

- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

公共施設等欄には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・距離を記載しています。(距離は目安です。)

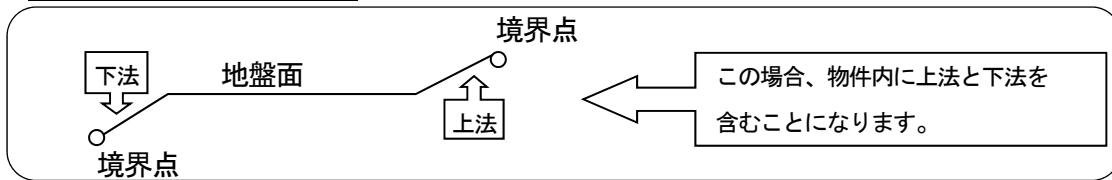
- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakumeiibo/tsugakukuiki/beppyou.html>

留意事項欄では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法(のり)を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法(したのり)」、上の部分を「上法(うわのり)」と記載しています。

(上法、下法の位置関係)



案内図は、現地までの略図です。

交通機関欄の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

現況図は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。

物 件 調 書

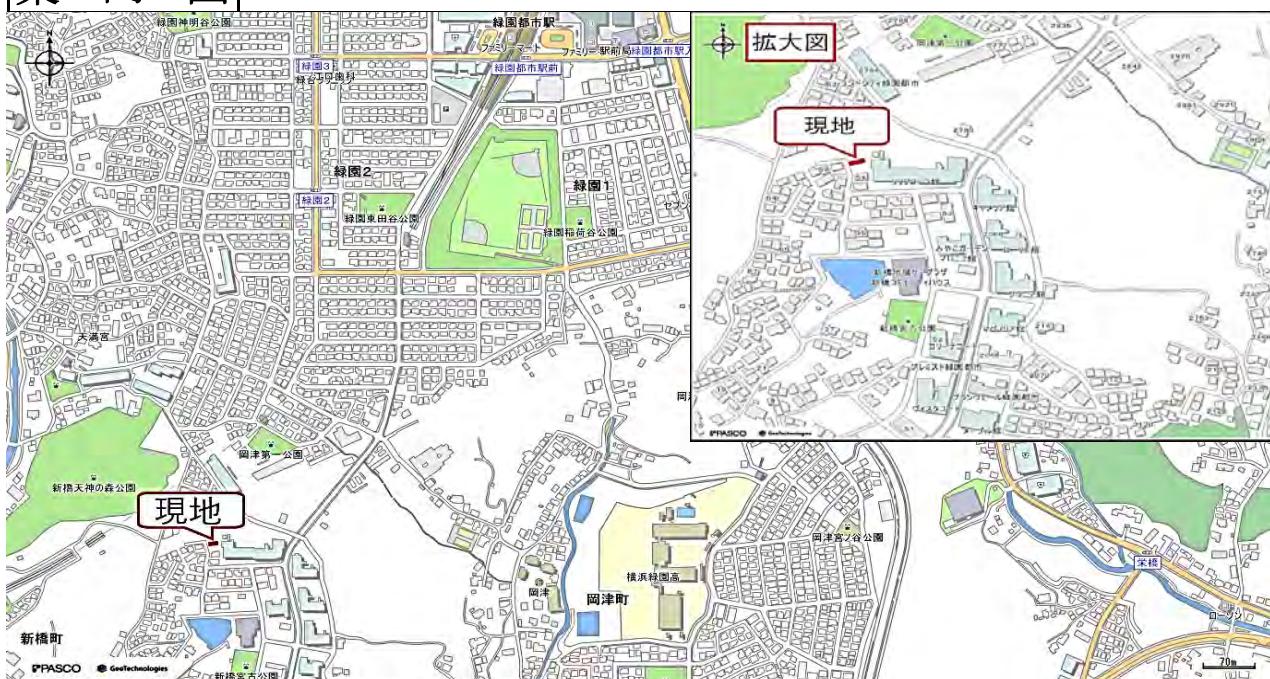
物件番号 2833

最低売却価格

2,330万円

所 在 地	横浜市泉区新橋町54番5								
住 居 表 示	—								
内 訳 、 面 積	地 番		地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積				
	54番5		宅 地	160.91m ²	—				
					—				
	合計(1筆)		※1	160.91m ²	—				
道路と敷地の関係	西側で幅員4.5mの舗装市道に接道								
法令に基づく制限	都市計画区域 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用 途 地 域	第1種低層住居専用地域				
		建 ぺ い 率	50%	容 積 率	80%				
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	125m ²				
		日影規制(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)							
	その他の制限	泉宮古地区住宅地高度利用地区計画(A地区)※2							
		景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法)							
		宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)							
私道の負担等に関する事項	周知の埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法)※3								
	土砂災害警戒区域(土砂災害防止法)※4								
	負担等の有無	無	負担等の内容	—					
	供給処理施設の状況		施設の種類	状 態	事 業 所 等				
	電 気	有	地上配線	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001					
公共施設等	上水道	可	前面道路配管25mm、室内引込有※5	横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085					
	下水道	有	前面道路配管(污水250mm、雨水250mm)、マス設置済(分流式)	横浜市泉区泉土木事務所 045-800-2532					
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧50mm)、室内引込有(30mm)	東京ガス㈱お客様センター 0570-002211					
	泉区役所		横浜市立新橋小学校	横浜市立岡津中学校	横浜市立いずみ野中学校				
	物件の南西約3.8km		物件の北西方 約1.5km	物件の南東方 約0.9km	物件の西方 約2.4km				
※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件は、「泉宮古地区住宅地高度利用地区計画(A地区)」区域内に位置しています。そのため用途地域の制限のほか、建築物の敷地面積の最低限度(建築物の敷地面積は、150m ² 以上かつ住戸数に45m ² を乗じた面積以上とする)、壁面の位置の制限(建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1m以上とし、隣地境界線までの距離は0.6m以上とする)などが付加されています。 ※3 本物件敷地の一部が周知の埋蔵文化財包蔵地(区画No.35)に該当しています。建築・土木工事等をする場合には文化財保護法に基づく事前の届出が必要となります。詳細は横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課(045-671-3284)までお問い合わせください。 ※4 本物件の一部が土砂災害警戒区域(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、箇所番号:116-H24-011、告示番号:神奈川県告示第180号、告示年月日:令和3年3月23日、箇所名:新橋町2)に指定されています。また、敷地の僅かな部分が土砂災害特別警戒区域内に指定されています。建物構造等に制限が課される場合がありますので、詳細は神奈川県横浜川崎治水事務所(045-411-2500)へ御確認ください。 ※5 水道局の図面上では引込は確認できますが、敷設年が不明なため使用の可否、及び止水栓の確認ができていません。敷地内的一部分に老朽管が残っている可能性があります。									
留 意 事 項 <ul style="list-style-type: none"> 本物件敷地は、前面道路から法地で接道し、1.3m高くなっていますが、敷地内は平坦です。なお、本物件敷地内には雨水処理のためのU字溝が設置されています。 北側隣接地には、約5mの高さの間地擁壁が築造されています。その擁壁の北側は本物件に向かって下り傾斜の法地が形成され樹木が繁茂しています。その北側は建設会社の建設機器・資材置場等になっています。 東側隣接地は、約3mの高さの間地擁壁が築造され、その擁壁の東側は本物件に向かって下り傾斜の法地が形成されています。その東側は6階建のマンションの敷地となっています。 本物件の南側隣接地は約1.3m低く現況は空地ですが、防災倉庫置場(予定)となつておらず、騒音等が発生する場合があります。 本物件は周辺一帯の土地区画整理事業の認可(施工主体:宮古土地区画整理組合、認可年月日:平成3年8月15日、換地処分公告年月日:平成8年1月12日)を得て整備された造成宅地です。また、宅地造成工事許可(許可年月日:平成7年4月21日、許可番号:第6規1605号、検査済証交付年月日:平成7年9月6日)を得て造成された画地ですが、検査済証交付日から30年近く経過し、擁壁等に経年相応の劣化が認められます。擁壁等の補修・安全対策につきましては、擁壁の所有者である隣接地所有者と協議等したうえ買主の責任と費用にて御対応ください。 本物件が接面する道路は北方で行き止まりとなっていますので通り抜けできません。 北側隣接地の樹木の一部が本物件敷地内に位置しています。樹木の剪定等にあたっては隣接地権者との協議が必要となります。 本物件の北西側フェンスの一部が北側隣接地に位置し、南側隣接地のフェンスの一部が本物件敷地内に位置しています。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 本物件の北方には高压電線が走行し、鉄塔も複数見られます。そのため眺望が損なわれ、強風時や雨天の日には異音が発生する場合もあります。 残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。また、フェンスの移設、撤去等に関して横浜市(売主)は対応いたしません。 本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。 									
「売扱物件について」も必ず御確認ください。									
本物件の売扱人(連絡先)	横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)								

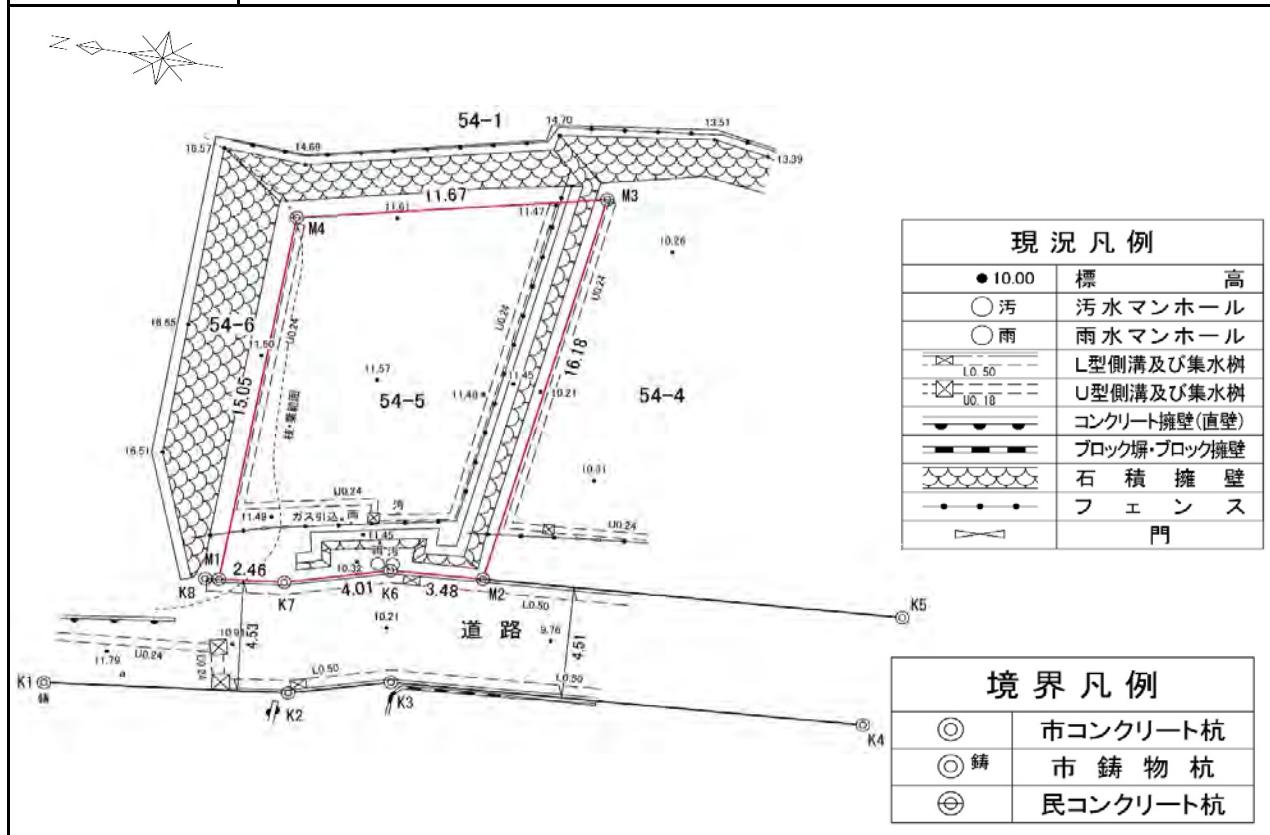
案 内 図



①株式会社パスコ ②ジオテクノロジーズ株式会社

交通機関 相鉄いずみ野線「緑園都市」駅 徒歩15分

現況図

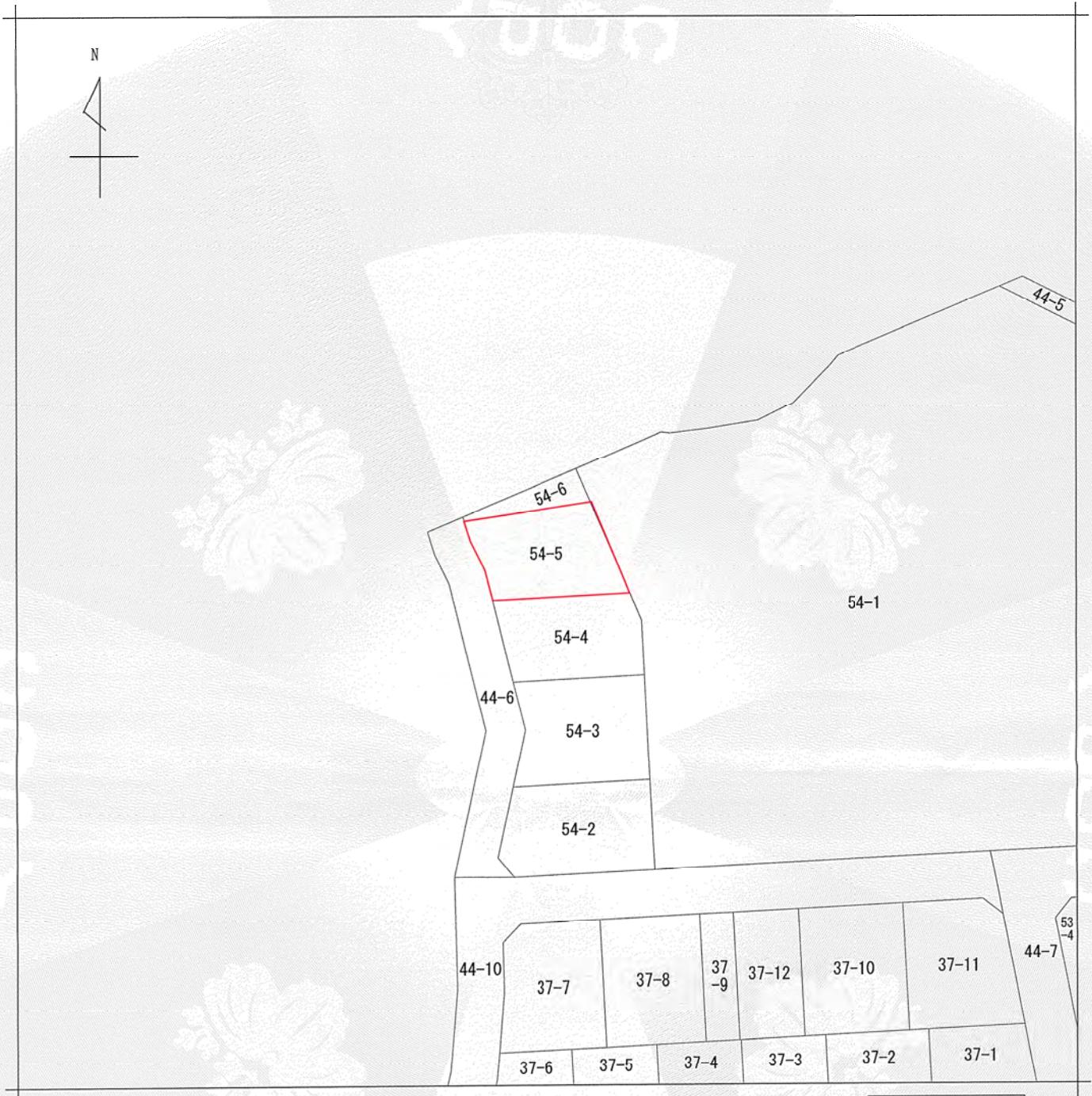


物件番号2833：泉区新橋町54番5



物件番号2833：泉区新橋町54番5





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	横浜市泉区新橋町				地番	54番5	
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	平成8年1月13日		備付年月日 (原図)	平成8年1月16日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

令和6年4月2日

横浜地方法務局

請求番号 : 23-2

登記官

(1/1)

公用

表題部 (土地の表示)			調製	余白	不動産番号	0208001113794
地図番号	余白	筆界特定	余白			
所在	横浜市泉区新橋町			余白		
① 地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】			
54番5	宅地	160 91	平成8年1月13日 土地区画整理法による換地処分 【平成8年1年16日】			
所有者	横浜市泉区新橋町127番地 宮古土地区画整理組合					

権利部(甲区) (所有権に関する事項)						
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号		権利者その他の事項		
1	所有権保存	平成8年2月21日 第6488号		所有者 横浜市泉区新橋町127番地 宮古土地区画整理組合		
2	所有権移転	平成8年3月12日 第9680号		原因 平成7年8月3日売買 所有者 横浜市		



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

令和6年4月2日

横浜地方法務局

登記官

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K52221 (2/7)

1/1

宮古地区画地出来形確認測量原図

NO. 1

X=-63230
Y=-28235

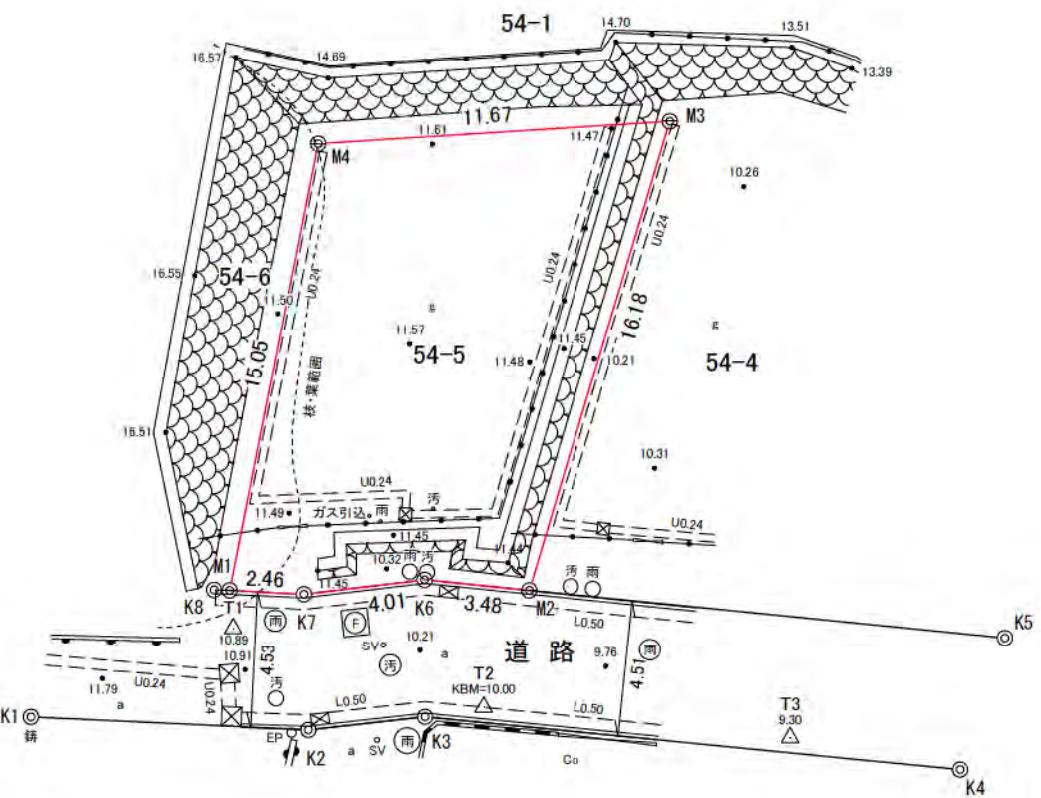
NO. 1
NO. 2
NO. 3
NO. 4



株式会社 宮古土地区画整理事業組合

作業機関 日本都市整備株式会社

縮尺 1:500



現況凡例	
△	基 準 点
● 10.00	標 高
○ 汚	汚水マンホール
○ 雨	雨水マンホール
○ F	消火栓マンホール
○ SV	止 水 桜
○ EP	電 力 柱
a	アスファルト舗装
Co	コンクリート舗装
g	土・砂利
- - - L0.50 - - -	L型側溝及び集水桟
- - - U0.18 - - -	U型側溝及び集水桟
— — —	コンクリート擁壁(直壁)
— — —	ブロック塀・ブロック擁壁
△△△	石積擁壁
— — —	フェンス
△	門 · 扉

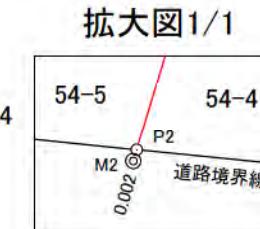
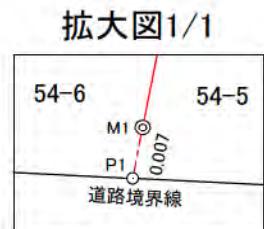
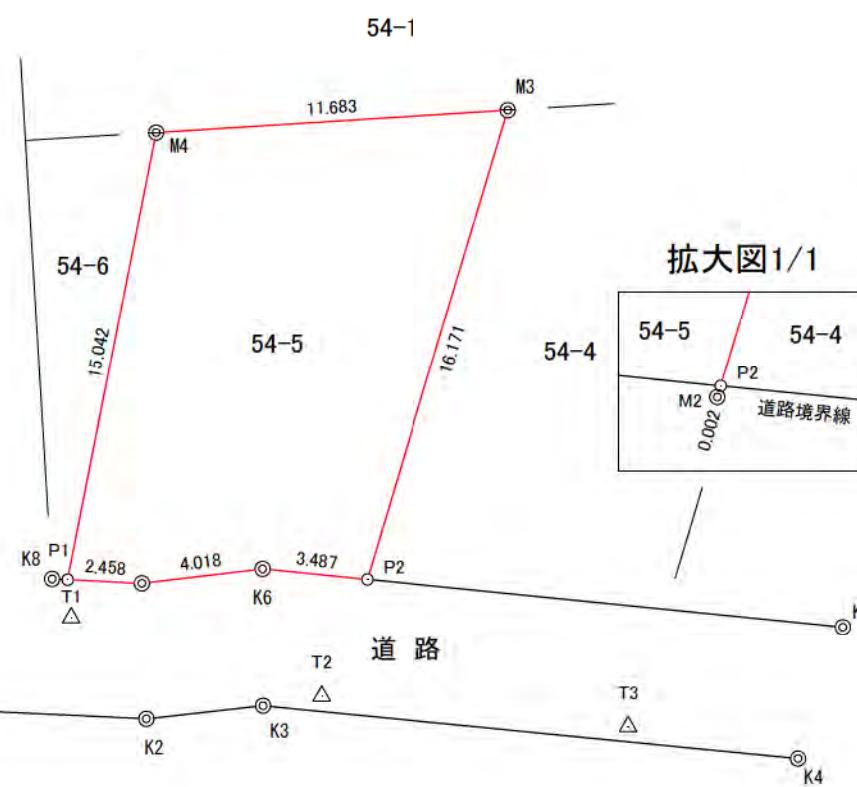
境界凡例	
○	市コンクリート杭
○ 鎌	市鎌物杭
⊖	民コンクリート杭

所 在	泉区新橋町54番5		
図面名	現況平面図		
物 件 番 号	物 件 № 4	縮 尺	1 / 250
作成年月日	令和5年12月22日		
計 画 機 関	横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課		



座標求積表

地番 1 54-5				
NO	Xn	Yn	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
P1	508.996	302.178	-14.683	-7473.588268
K7	506.564	302.537	1.601	811.008964
K6	502.743	303.779	1.577	792.825711
P2	499.272	304.114	16.429	8202.539688
M3	497.699	320.208	13.106	6522.843094
M4	508.993	317.220	-18.030	-9177.143790
		合計		-321.514601
		合計面積		160.7573005
		地積		160.75 m ²



境界凡例	
◎	市コンクリート杭
◎ 鋸	市鋸物杭
⊖	民コンクリート杭

所在	泉区新橋町54番5		
図面名	用地実測図		
物件番号	物件No4	縮尺	1/250
作成年月日	令和5年12月22日		
計画機関	横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課		

物件番号2833（洪水/鶴見川等最大規模）



（凡例）

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m	0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m	0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m	1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m	2.0 ≤ 浸水深 (m)

【高潮】浸水想定区域

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	20.0 ≤ 浸水深 (m)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

緊急給水栓 耐震給水栓

災害用地下給水タンク

配水池 配水槽

その他

地域防災拠点 地域防災拠点区割 広域避難場所

公園 災害用井戸協力の家 公衆トイレ

災害用ハマツコトイレ 消防団器具置き場

防火水槽 帰宅困難者一時滞在施設 鉄道

避難に適する道路 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅1.2m以上）

避難に適さない道路 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m以下）

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

地域防災拠点区割

新橋小学校

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。



(凡例)

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m	0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m	0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m	1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m	2.0 ≤ 浸水深 (m)

【高潮】浸水想定区域

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	20.0 ≤ 浸水深 (m)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

- | | | | |
|--|------------|--|-------|
| | 緊急給水栓 | | 耐震給水栓 |
| | 災害用地下給水タンク | | |
| | 配水池 | | 配水槽 |

その他

- | | | | |
|--|---|--|-------------|
| | 地域防災拠点 | | 広域避難場所 |
| | 公園 | | 災害用井戸協力の家 |
| | 災害用ハマツコトイレ | | 緊急輸送路 |
| | 防火水槽 | | 消防団器具置き場 |
| | 避難に適する道路
大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅1.2m以上） | | 帰宅困難者一時滞在施設 |
| | 避難に適さない道路
避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m以下） | | 鉄道 |



下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

地域防災拠点区割

新橋小学校

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。



(凡例)

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

0<浸水深 (m) < 0.5m	0.5≤浸水深 (m) < 3.0m	3.0≤浸水深 (m) < 5.0m
5.0≤浸水深 (m) < 10.0m	10.0≤浸水深 (m) < 20.0m	

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

0≤浸水深 (m) < 0.02m	0.02≤浸水深 (m) < 0.2m	0.2≤浸水深 (m) < 0.5m
0.5≤浸水深 (m) < 1.0m	1.0≤浸水深 (m) < 2.0m	2.0≤浸水深 (m) <

【高潮】浸水想定区域

0<浸水深 (m) < 0.5m	0.5≤浸水深 (m) < 3.0m	3.0≤浸水深 (m) < 5.0m
5.0≤浸水深 (m) < 10.0m	10.0≤浸水深 (m) < 20.0m	20.0≤浸水深 (m) <

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

緊急給水栓 耐震給水栓

災害用地下給水タンク

配水池 配水槽

その他

地域防災拠点	割	地域防災拠点区	広域避難場所
公園	災害用井戸協力の家	公衆トイレ	消防団器具置き場
災害用ハマツコトイレ	緊急輸送路	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道
防火水槽			
避難に適する道路	大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅1.2m以上）		
避難に適さない道路	避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m以下）		



下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

浸水深（浸水シミュレーションで算出した参考値）
0.07m

地盤高（浸水シミュレーションで使用した参考値）
T.P 49.30m

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

物件番号2833（高潮）



（凡例）

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m	0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m	0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m	1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m	2.0 ≤ 浸水深 (m)

【高潮】浸水想定区域

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	20.0 ≤ 浸水深 (m)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

緊急給水栓	耐震給水栓
災害用地下給水タンク	
配水池	配水槽

その他

地域防災拠点	地域防災拠点区割	広域避難場所
公園	災害用井戸協力の家	公衆トイレ
災害用ハマツコトイレ	緊急輸送路	消防団器具置き場
防火水槽	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道
避難に適する道路 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅1.2m以上）		
避難に適さない道路 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4		



下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

地域防災拠点区割

新橋小学校

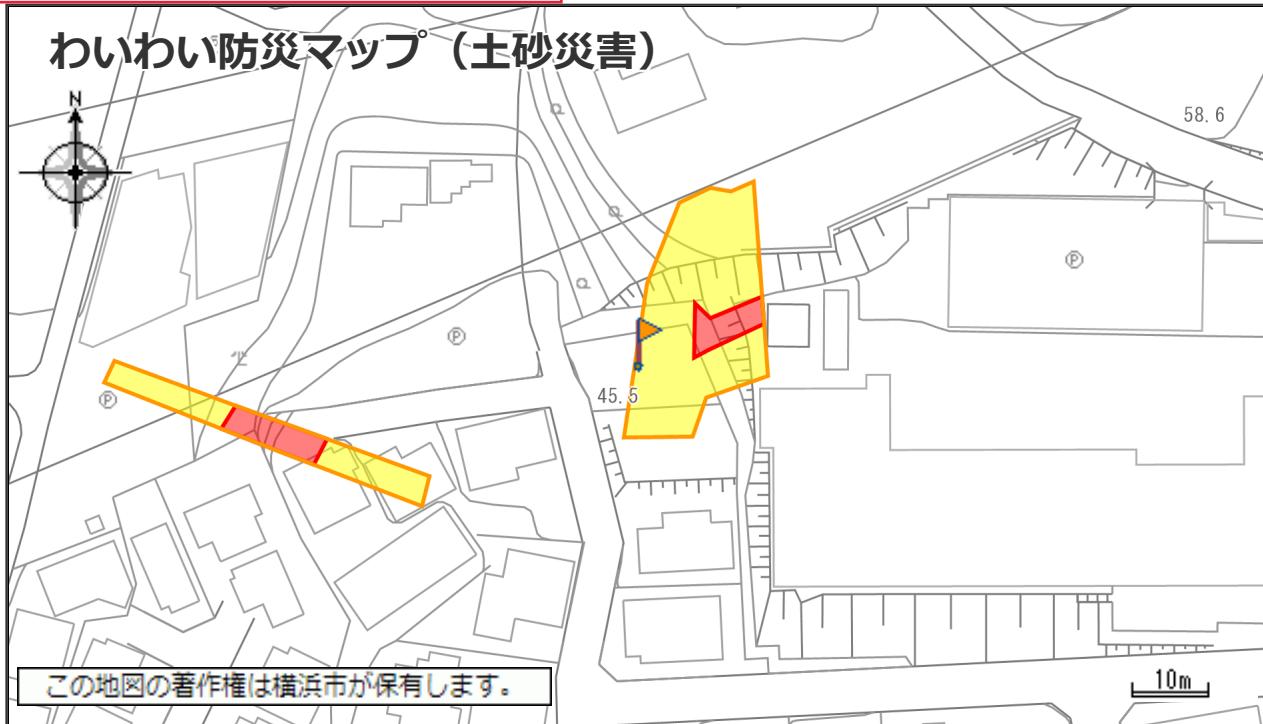
注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

物件番号2833（土砂災害）

わいわい防災マップ（土砂災害）



（凡例）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

- | | | | |
|--|------------|--|-------|
| | 緊急給水栓 | | 耐震給水栓 |
| | 災害用地下給水タンク | | |
| | 配水池 | | 配水槽 |

その他

- | | | | | | |
|--|------------|--|-------------|--|----------|
| | 地域防災拠点 | | 地域防災拠点区割 | | 広域避難場所 |
| | 公園 | | 災害用井戸協力の家 | | 公衆トイレ |
| | 災害用ハマツコトイレ | | 緊急輸送路 | | 消防団器具置き場 |
| | 防火水槽 | | 帰宅困難者一時滞在施設 | | 鉄道 |
- 避難に適する道路
大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅12m以上）
- 避難に適さない道路
避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m程度）

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

地域防災拠点区割

新橋小学校

土砂災害警戒区域

区域番号：116-H24-011
土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

説明

土砂災害警戒区域や周辺地域にお住まいの方は、土砂災害ハザードマップ等により、大雨に対する備えや避難場所の確認をお願いします。

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の詳細については、[土砂災害防止法について](#)ページをご確認ください。

※土砂災害警戒区域等に関する詳細や法的な図面は、[神奈川県土砂災害情報ポータル](#)（外部サイト）の「土砂災害のおそれのある区域」の告示図書をご確認いただくか、神奈川県の横浜川崎治水事務所にお問い合わせください。

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局

2024/5/23 15:14:22

所在地

横浜市泉区新橋町54番5

物件番号2833

参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。



参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。

